

松本橋の通行規制について(お知らせ)



●令和4年9月に松本橋において「構造物の機能に支障が生じる可能性がある」ことが判明したため、
この診断結果を受けて、**緊急的に大型車両の通行を規制**いたします。

●4t車以下の車両については、これまで通り通行可能です。

●現在のところ「**規制解除時期は未定**」であります。

●利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力お願いいたします。

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

西条市役所本庁建設道路課 TEL(0897)56-5151